

公益社団法人北海道社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」
運営規程

規程第 25 号

2013 年 4 月 1 日制定

2013 年 7 月 20 日一部改正

2015 年 7 月 25 日一部改正

2019 年 1 月 26 日一部改正

2020 年 10 月 24 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という)定款第 4 条第 1 項第 1 号 社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利の擁護に関する事業に基づき、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、成年後見制度等権利擁護に関する事業を行なうことを目的とする。

(センターの設置と名称)

第 2 条 本会は、本事業を実施するため公益社団法人北海道社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」(以下「ぱあとなあ北海道」という)を設置する。

(事務所)

第 3 条 ぱあとなあ北海道の事務所は、本会事務所内に置く。

(事業内容)

第 4 条 ぱあとなあ北海道は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人等候補者の養成研修に関する事業
- (4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の推薦に関する事業
- (6) 成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業

(7) 未成年後見人及び未成年後見監督人（以下、未成年後見人等という）

候補者の養成研修に関する事業

(8) 未成年後見人等候補者の名簿追記登録に関する事業

(9) 未成年後見人等の候補者の推薦に関する事業

(10) 未成年後見人等の支援に関する事業

(11) その他関連する事業

(組織・運営)

第5条 ぱあとなあ北海道にセンター長を置く。センター長は本会会長とし、運営を統括する。

2 本事業を運営するため「ぱあとなあ北海道運営委員会」（以下「運営委員会」という）を置く。委員長は、本会理事とする。また、本事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

3 本事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

4 第3条に定める事務所においては、ぱあとなあ北海道の事務を遂行するために事務局員を置くことができる。

(ぱあとなあ北海道会員の要件)

第6条 ぱあとなあ北海道の会員は、本会会員のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、所用の手續に基づく参加登録を行うことを要件とする。

(1) ぱあとなあ北海道名簿登録者

(2) 本会が主管する成年後見人養成研修修了者

(3) 公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本」という。）が主催する成年後見人養成研修修了者

(4) 本会が主催する成年後見人養成研修修了者

(ぱあとなあ北海道会員の責務)

第7条 ぱあとなあ北海道会員は、本事業を行うにあたっては、日本の倫理綱領及び行動規範を遵守しなければならない。

2 ぱあとなあ北海道会員は、人間の尊厳と社会正義に貢献する社会福祉士としての使命を後見活動等権利擁護に関わる活動を実施するにあたっ

て常に自覚するとともに、この要綱の目的を達成するため、第4条に定める事業の実施に協力することとする。

3 ぱあとなあ北海道会員は、公益社団法人北海道社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」ぱあとなあ名簿登録規程(規程第26号)に基づき、受任しているすべての案件について、期限内に活動報告書を提出しなければならない。

4 この他ぱあとなあ北海道会員としての責務に関する詳しい事項は、別途「北海道会員として特に留意すべき事項について」に定める。

(運営委員会の職務及び組織)

第8条 運営委員会は、ぱあとなあ北海道の企画及び運営を行う。

2 運営委員会は、13人以内の委員をもって組織する。

3 運営委員会は、ぱあとなあ北海道の事業遂行のため、作業部会を設置することができる。

4 運営委員会は、第7条に定める内容を達成するため、権利擁護センターぱあとなあ本部と連携し、必要に応じてぱあとなあ北海道会員に対して後見活動等権利擁護に関する助言・指導を行うことができる。

5 運営委員会は、ぱあとなあ会員が行う後見活動その他活動全般への苦情受付の窓口となる。苦情等を受け付けた委員は、遅滞なく運営委員長に報告しなければならない。

(運営委員の選任)

第9条 運営委員会の委員(以下「運営委員」という)は、第6条に定めるぱあとなあ北海道会員から選出された者について本会各地区支部の承認を得て選任される。なお、学識経験者の選出は理事会の承認を得ることとする。

(役員)

第10条 センター長の指名により、運営委員長、運営副運営委員長を本会理事からそれぞれ1名ずつ置く。

(役員の仕事)

第11条 運営委員長は、ぱあとなあ北海道を代表し、会議を主催する。

2 運営委員長は、苦情等受付担当者として、その解決に努める責を負う。

3 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

(運営委員会の開催)

第13条 運営委員会は定例で年に4回、運営委員長が招集する。他に臨時の協議が必要な場合は随時開催することができる。

2 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(合議体の設置)

第14条 ぱあとなあ北海道は、第4条第5項に定める内容を円滑に遂行するため、各地区支部内に支部合議体(以下「合議体」という)を設置する。

2 合議体の構成員は、各地区支部内の会員の総意で選出する。

3 合議体の構成員は、以下の者から構成することができる。

(1)各地区支部長

(2)ぱあとなあ北海道運営委員

(3)各支部内のぱあとなあ北海道名簿登録会員

(4)その他各支部において必要と認めた者

4 合議体は、以下の役割を担う。

(1)各地区支部内の会員成年後見人等候補者及び成年後見監督人等候補者の推薦に関する協議

(2)ぱあとなあ北海道への連絡調整に関すること。

(3)各地区支部内の会員が行う後見活動に関する検討

(4)その他各合議体において必要と認めた活動

5 本条第3項及び第2項に関する詳しい事項は別途「ぱあとなあ北海道会員の後見人等受任・終了に関するガイドライン」に定める

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 16 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、2013 年 7 月 20 日から施行する。なお、改正後の規定は、2013 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は、2015 年 7 月 25 日から施行する。なお、改正後の規定は、2015 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規定は、2020 年 10 月 24 日から施行する。